

指定更新手続きについて

1 指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険法の改正により、事業者の指定は、原則として6年ごとに更新を受けなければ効力を失うことになりました。

2 手続きの流れ

一連の手続きの流れは、以下のとおりとなります。

① 申請書類の提出

提出期限が記載された通知文を各更新対象事業所にお送りしますので、通知文に記載された日までに、申請書及び添付書類（各1部）を郵送してください。

（添付書類及び手数料については後述。）

なお、更新される意思のない場合（有効期限の満了をもって事業を廃止される場合）は、「廃止届」を提出してください。



② 書類審査

高齢者支援課で申請書類の審査を行います。この間、書類の補正や疑義照会にご協力願います。



③ 現地確認

必要に応じ、現地確認を行います（行わない場合もあります）。



④ 申請書類の受付

書類審査等の終了後、受付を行います。受付可能になった時点で、担当者から手数料及び指令書の交付日時等について連絡します。



⑤ 指令書の交付

指定更新の指令書を交付します（**高齢者支援課から更新事業所あてに、直接郵送にて交付します**）。

3 申請書類及び更新手数料

① 申請書類

更新申請書及び添付書類 必要な添付書類については、別紙「添付書類一覧」で確認してください。

申請書及び添付資料については、必ずコピーを作成し、事業所控えとして保管してください。（疑義照会する際にも使用します。）各種様式については県ホームページに掲載していますのでご活用下さい。

② 更新手数料

指定更新には、下記のとおり手数料が必要になりますので、熊本県収入証紙（※収入『印紙』ではありません！）で納付していただきます。熊本県収入証紙は、県庁地下売店及び各地域振興局売店で販売しています（但し鹿本地域振興局は山鹿市役所売店）。なお、証紙については、書類審査終了後に担当者から連絡します。

サービス類型	手数料の額
居宅サービス	10,000 円
介護予防サービス	10,000 円
介護老人福祉施設	28,000 円
介護老人保健施設	28,000 円
介護療養型医療施設	28,000 円
介護医療院	28,000 円

（例：訪問入浴介護事業と介護予防訪問入浴介護事業を更新申請の場合、20,000円の収入証紙が必要となります。）

4 その他（注意事項等）

① みなし指定の事業所について

みなし指定の事業所（医療みなし及び施設みなし：下表）は、基本的には更新手続きの必要はありません。

ただし、下表に該当する場合であっても、①一旦みなし指定を辞退されている場合、②医療機関が指定訪問看護ステーションを運営している場合など、改めて通常の指定を受けられている場合は、更新の手続きが必要である場合がありますので、ご注意ください。

医療みなし指定	施設みなし指定
---------	---------

・ 病院又は診療所の行う 「訪問看護」 ※訪問看護ステーションは該当しません 「訪問リハビリテーション」 「通所リハビリテーション」(※) 「居宅療養管理指導」 ・ 薬局の行う 「居宅療養管理指導」	・ 介護老人保健施設で行う 「通所リハビリテーション」 「短期入所療養介護」 ・ 介護療養型医療施設で行う 「短期入所療養介護」 ・ 介護医療院で行う 「通所リハビリテーション」 「短期入所療養介護」
指定更新手続きの必要はありません。	みなし指定の事業所は、本体施設で指定（許可）更新があれば、指定（許可）の更新があったものとみなされます。 ただし、介護老人保健施設で行う通所リハビリテーションについてのみ、本体施設である介護老人保健施設の更新申請書類の添付書類として、関係書類の提出が必要です。

② 休止中の事業所について 休止中の事業所は、指定の更新は受けられません。指定の有効期限満了をもって指定の効力を失います。

指定の更新を行うには、基準を満たす体制を整え、事業の「再開届」の提出が必要です。また、指定の有効期間満了前でも、事業の再開予定がない場合は、廃止届出書を提出してください。

③ 書類作成の基準日について

各種添付書類は、申請時点での情報に基づいて作成してください。なお、「勤務体制及び勤務形態一覧表」については、申請日の属する月のものを作成してください。

④ 事業所名等の変更について 更新手続きは、現在県から指定を受けている内容を「更新」する手続きであることから、更新申請書類をもって、事業所の名称及び所在地、運営規程等の変更届に代えることはできません。必要に応じ、別途変更の手続き（管轄する地域振興局（総務）福祉課へ変更届を提出）を行ってください。

なお、事業所の名称及び所在地については、申請書類の内容が現在県から指定を受けている内容と異なる場合が散見されますので、特にご注意ください。

⑤ 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の指定の更新について 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）等の地域密着型サービス

事業所及び居宅介護支援事業所については、指定権者である各市町村で指定の更新を行いますので、詳細については、事業所の所在する市町村にお尋ねください。

- ⑥ 業務管理体制の整備に係る自己点検表の提出について 業務管理体制を確認するための一般検査を指定更新時に行います。更新書類提出の際は、併せて「業務管理体制の整備に係る自己点検表」（様式は、熊本県ホームページ ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 介護 > 介護サービス事業所 > 各種申請 > 業務管理体制 > 業務管理体制の確認検査について に掲載）の提出をお願いします。

5 提出前の最終チェック

申請書類の提出前に、下記についてもう一度確認し、通知に記載された提出期限までに書類を郵送してください。

- ☐ 下記の書類等が揃っていますか？

☐ 書類編纂は、順序等考慮されていますか？

① 更新申請書（第 10 号様式）

② 全ての添付書類（添付書類一覧で確認）

③ 業務管理体制点検表（〃）※事業者（法人）単位

☐ 上記書類のコピー（控え）は作成しましたか？

6 問い合わせ先

サービス種別	問い合わせ先	電話番号	住所
居宅サービス介護予防サービス	熊本県高齢者支援課 居宅介護班	096-333-2219	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
施設型サービス （短期生活・短期療養含む）	熊本県高齢者支援課 施設介護班	096-333-2217	